

## 平成 24 年度の地方財政の課題

### 1. 地域主権改革に沿った地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成 23 年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保。
- (2) 特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保し、その中で、知の蓄積・地域資源の活用等による地域経済の底上げや社会的弱者等の自立支援を行うことができるよう、必要な財源を確保。
- (3) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、健全化判断比率の公表等を着実に実施するとともに、第三セクター等、公立病院、地方公会計等の改革を進め、財政健全化を促進。

### 2. 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業費及びその財源の別枠での確保

震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保。

### 3. 社会保障・税一体改革の推進

社会保障・税一体改革に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を総合的に整理した上で、引上げ分の消費税収については、地方単独事業を含めた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた地方への消費税収の配分を実現し、社会保障給付に対する安定財源を確保。その際には、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

これらの改革に当たっては、「国と地方の協議の場」等で地方公共団体と真摯に協議。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：大井財政企画官、原係長

代表：03-5253-5111（内線23314、23323）

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

# 平成24年度地方交付税の概算要求の概要

## 【要求の考え方】

- 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保
- 地方交付税については17.1兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保
- 震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保

## 【要求内容】

- (1) 税制抜本改革時まで継続することとされている地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(1兆1,600億円)を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する1兆1,277億円について、併せて所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。  
(参考) 平成18年度所得税税源移譲額の交付税率相当額(H24ベース)  
※ 試算額 所得税の8%相当=1兆1,277億円
- (2) 平成23年度から平成25年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(4兆1,955億円)を平成23年度同様に行う。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

## 【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)  
17兆886億円＋事項要求 (H23 17兆3,734億円)  
(H23比 △2,848億円)  
(参考)一般財源総額見込み 60兆円程度 (H23 59兆4,990億円)

※ この概算要求は仮置きの数であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げ及び東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

平成24年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区 分	23年度	24年度			特記事項
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	21.3	21.1	△ 0.1	△ 0.7	
退職手当以外	19.1	19.0	△ 0.1	△ 0.8	
退職手当	2.2	2.2	△ 0.0	△ 0.1	
一般行政経費	30.8	30.9	0.0	0.2	
補助	15.7	15.8	0.0	0.2	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	13.9	13.8	△ 0.1	△ 0.4	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.2	1.3	0.1	5.7	社会保障費の増
地方再生対策費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域活性化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0	
投資的経費	11.3	11.0	△ 0.3	△ 2.6	
直轄・補助	5.9	5.8	△ 0.2	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	5.4	5.2	△ 0.1	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
そ の 他	17.6	17.4	△ 0.2	△ 1.1	
一 般 歳 出 計	66.8	66.5	△ 0.4	△ 0.6	
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	
(歳入)					
地 方 税 等	35.6	36.0	0.4	1.2	
地 方 税	33.4	33.9	0.5	1.5	「経済財政の中長期試算」(平成23年8月12日 内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.2	2.1	△ 0.1	△ 3.2	
地方特例交付金	0.4	0.3	△ 0.1	△ 30.2	
地方交付税	17.4	17.1	△ 0.3	△ 1.6	
国庫支出金	12.2	11.2	△ 1.0	△ 8.0	
地 方 債	11.5	11.8	0.4	3.1	
うち臨時財政対策債	6.2	6.6	0.5	7.8	
そ の 他	5.5	5.5	0.0	0.0	
「一 般 財 源」	59.5	60.0	0.5	0.9	注)3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	59.3	0.5	0.9	(交付団体ベース)
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	

- 注) 1 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。  
 2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方については「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。  
 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。  
 4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。  
 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

# 平成24年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

項 目	平成24年度 要求額 A	平成23年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<b>&lt;地方交付税&gt;</b>				
一般会計からの繰入れ	171,581 +事項要求	163,969	7,612	4.6
借入金償還	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0
借入金等利子	△ 3,695	△ 4,361	666	△ 15.3
前年度からの繰越分	0	10,126	△ 10,126	皆減
剰余金の活用	4,000	5,000	△ 1,000	△ 20.0
返還金	0	0	△ 0	皆減
<b>計</b>	<b>170,886 +事項要求</b>	<b>173,734</b>	<b>△ 2,848</b>	<b>△ 1.6</b>
<b>&lt;地方特例交付金&gt;</b>				
一般会計からの繰入れ	2,706	3,877	△ 1,170	△ 30.2
〔うち 児童手当及び子ども手当 特例交付金〕	1,353	2,038	△ 684	△ 33.6
〔減収補填特例交付金〕	1,353	1,839	△ 486	△ 26.4
<b>一般会計からの繰入れ 合 計</b>	<b>174,287 +事項要求</b>	<b>167,845</b>	<b>6,442</b>	<b>3.8</b>

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

**【地方交付税】**

- 1 この概算要求は、「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 3 「剰余金の活用」は、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金について、利率等について一定の前提を置き、平成24年度に活用が可能と見込まれる額を仮に計上している。
- 4 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成23年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 5 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

**【地方特例交付金】**

この概算要求は、仮置きの数値であり、「児童手当及び子ども手当特例交付金」及び「減収補填特例交付金」については、平成24年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

# 平成24年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成24年度 当初予算額 A	平成23年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	108,275	105,103	3,172	3.0%
	所得税×32%	45,110	43,168	1,942	4.5%
	酒税×32%	4,470	4,314	157	3.6%
	法人税×34%	30,602	26,493	4,109	15.5%
	消費税×29.5%	30,247	30,087	160	0.5%
	たばこ税×25%	2,310	2,040	270	13.2%
	(小計)	112,739	106,101	6,637	6.3%
	平成19、20年度精算分等 <sup>※1</sup>	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	(小計)	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	一般会計からの加算分 ②	63,306	58,866	4,440	7.5%
	法定加算等	7,602	8,062	△ 460	△5.7%
別枠の加算	13,750	12,650	1,100	8.7%	
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算(一部事項要求) <sup>※2</sup>	11,600	10,500	1,100	10.5%	
歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算	2,150	2,150	0	0.0%	
臨時財政対策特例加算	41,955	38,154	3,801	10.0%	
計(入口ベース) ①+②=③	171,581	163,969	7,612	4.6%	
特別会計	返還金 ④	0	0	△ 0	皆減
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 3,695	△ 4,361	666	△15.3%
	剰余金の活用 ⑦	4,000	5,000	△ 1,000	△20.0%
	前年度からの繰越 ⑧	0	10,126	△ 10,126	皆減
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	△ 695	9,765	△ 10,460	△107.1%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑨ ⑩	170,886	173,734	△ 2,848	△1.6%	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1 平成23年度は平成19年度精算分、平成24年度は平成19、20年度精算分及び平成20年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分である。

※2 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠の加算(1兆1,600億円)を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する1兆1,277億円について、併せて所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。

※3 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。